

平成 24 年 7 月 17 日

第 9 回玄海町立小中学校基本構想等検討委員会

1. 開 会

2. 協 議

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 施設整備に関する取り纏め | P2 |
| (2) 教育ビジョンの(仮)決定 | P3 |
| ① 学年区分 | |
| ② 小中合同行事 | |
| ③ 部活動種目 | |
| ④ 学校体力向上取組み | |
| ⑤ 給食提供方法 | |
| (3) 教育ビジョンの提案・協議 | P17 |
| ① 通学手段 | |
| ② 持続発展教育の取組み | |
| ③ 取り出し授業 | |

3. 次回日程の確認

- (1) 平成 24 年 8 月 21 日(火) 18 時 30 分～

4. 閉 会

I. 施設整備に関する取り纏め

1. 施設整備の最終取り纏めと仮決定内容の最終確認
校舎配置図及び仮決定一覧にて最終確認。

Ⅱ. 教育ビジョンの(仮)決定

本検討委員会では、教育ビジョンの骨格となる部分を協議し、仮決定を行う。詳細な内容は、骨格に沿った範囲で教職員や保護者などをメンバーとした部会等にて協議する場を持つ。

1. 学年区分の(仮)決定

①4年(小1～小4)－3年(小5～中1)－2年(中2～中3)とする。

②各学年の呼称は、小学1年生を1年生、中学1年生を7年生、中学3年生を9年生と定義する。

2. 小中合同行事の(仮)決定

(1) 学習指導要領での位置づけ(特別活動ー学校行事)

学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

(2) 提案

① 必須行事の提案

下記①～④を前提に必須行事を選定する。

(ア) 小中合同の行事

(イ) 学校運営上必要な行事

(ウ) 合同で実施することに大きな意義があると思われる行事

(エ) 行事は、学校施設の使用を基本とするが、社会教育施設も活用する。

行事	提案						
	実施有無	合同	小	中	1～4年	5～7年	8～9年
① 始業式・終業式	○	○					
② 入学式	○	○					
③ 卒業式(中学校)	○		○	○			
③' 卒業式(小学校)	○		○				
④ 授業参観	○	○					
⑤ 運動会	○	○					
⑥ 文化発表会	○	○					

② その他行事の選定方法の提案

(ア) ①以外の行事は、必要性を十分に検討し、取捨選択するため、部会等を設置し、協議する。

(イ) 4-3-2の学年区分を意識した行事を取り入れる。

(ウ) 6年生のリーダー制を育成するという目的を持った行事を取り入れる。

(エ) 学年または学年区分のニーズに応じた行事を行う。

(3) 現状

行事	現状				行事	現状			
	有徳小	値賀小	有浦中	値賀中		有徳小	値賀小	有浦中	値賀中
① 始業式・終業式	○	○	○	○	⑩ 1年生を迎える会	○			
② 入学式	○	○	○	○	⑪ 図書館祭り	○			
③ 卒業式	○	○	○	○	⑫ 遠足・登山	○	○		
④ 授業参観	○	○	○	○	⑬ 感謝の会・サンキューフェスティバル	○	○		
⑤ 運動会	○	○	○	○	⑭ 水泳大会		○		
⑥ 文化発表会			○	○	⑮ 持久走大会		○		
⑦ 訓練(火災・地震・水難等)	○	○	○	○	⑯ 縄跳び大会	○	○		
⑧ 安全教室等	○	○	○	○	⑰ 書き方会			○	
⑨ 集会(人権、平和等)	○	○	○	○	⑱ 生徒総会			○	○
					⑲ 部活動壮行会			○	○

(4)他校の合同行事の事例

行事名	はるひ野	芝園	照葉	豊里	芙蓉	七山
① 始業式・終業式	○		○	○	○	○
② 入学式	○			○	○	○
③ 卒業式	○			○	○	○
④ 授業参観	○	○	○	○		○
⑤ 訓練等	○	○	○	○	○	○
⑥ 集会	○		○	○	○	
⑦ 運動会	○	○	○	○	○	○
⑧ 文化祭	○			○	○	○
⑨ 部活動壮行会	○		○			○
⑩ 遠足				○		○
⑪ 読書祭り		○			○	
⑫ 校区クリーンアップ作戦					○	○
合計	9	4	6	9	9	10

(5)議事内容

(質問)両方の小学校でやっている行事が入っていなかったり、生徒総会などがあるべきだと思うが、そういったことも含めて協議するということでのよいのか。

(回答)これまでの行事を精査する意味も含めて、協議頂きたい。

(意見)上段の行事は必要だと思うが、遠足や持久走大会などここで決めなくてもいいのではないかな。

(意見)基本構想についての話し合いを進めていく場なので、意見を交わすことは非常に有効かと思う。26年度の途中までに定めなければならないことと思う。教育課程に関わってくるので、職員の意見も持ち寄って4校で話し合いをする場も必要。意見を出しておくことは参考になると思う。

(意見)4-3-2の区分を設けるので、それぞれの目指す目標がある。そうすると、いい意味のギャップをつけたほうがよい。子どもも目当てとしてがんばる。1~4年の間に1つの卒業式みたいなもの、5~7年の後に卒業式みたいなものが必要では。小学校の教育課程を修了したことを証明する卒業式とこの3つの区分の兼ね合いが難しい。4-3-2の卒業を意味するような儀式を行うべきでは。あわせて、生徒総会や児童総会にもそれぞれの生徒会・児童会組織があったほうがよいのではないかな。

(意見)6年生のリーダー制を培わなければならない。そのため、たとえば持久走大会は小学生だけでやるということで、リーダー制を意識させたい。そうすると、話し合いを組み立てながら、どの時点ではじめをつけさせるか、職員交えて話をしたほうがよい。

(意見)学年区分を分けた意味も必要。小学生・中学生の区分も必要。その中で行事の検討が必要なので、現場の先生方も含めた協議が必要になってくる。

(意見)平和集会を見たとき、小学生にしては内容が濃い、たとえば特攻隊の話などをしていて、自分が聞いていて、そこまでの話をしなければならないのかという感じだった。平和は大事だが、学年に応じた内容を考えてやってほしい。

(意見)全てが教育課程の中に落とし込むような行事ではなくて、こじんまりとした学年区分の中

で行われる行事もあると思う。

(意見) 全校的に関わる行事をあげてあると思う。学年内容に応じた行事もある。職員も含めた協議が必要かと思う。

(意見) この場のまとめとしては、ある程度協議をし、なんでもかんでも続けていくというわけではなく、精査しながら行事を検討していただき。その中で、平和集会等ニーズにあうような形で展開していったほしい。

3. 部活動種目の(仮)決定

(1) 中学校学習指導要領での位置づけ(総則)

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

(2) 提案

① 部活動対象学年の提案

	提案1	提案2
対象	7年生(中学生)以上のみ	5年生以上
対象者数	196名	331名
共通条件等	①中学校総合体育大会の参加者は「中学生」のみとなる。	
備考		①学年区分に応じて、5年生以上。 ②体格差や体力差を考慮し、安全面への配慮が必要。 ③小学校教員も指導者として参加。
他校の事例	芝園小中学校 照葉小中学校 豊里小中学校	はるひ野小中学校 (小学校の場合はジュニアクラブ)

② 部活動種目の選定方法の提案

- (ア) 教職員や保護者等をメンバーとした部会等を設置し、検討・協議する。
- (イ) 現在の部活動を前提とした種目としない。
- (ウ) 運動部は、日本中学校体育連盟が行う全国中学校体育大会の競技種目及び都道府県中体連が独自に認めている部を基本とし、その他競技も制限しない。
- (エ) 玄海町という立地を活かす部活動を検討する。
→海を活用した「漕艇」、ピロティを活用した「弓道」
- (オ) 外部指導者を積極的に活用する。
- (カ) 社会体育の活動内容を考慮する。

(3) 現状

種目	現在			種目	現在				
	有浦中	値賀中	青翔高		有浦中	値賀中	青翔高		
① バスケットボール	○	21名	○	22名	○				○
② バレー	○	22名	○	25名	○				○
③ ソフトボール			○	12名					○
④ 野球	○	25名	○	5名	○				○
⑤ 吹奏楽	○	21名							○
⑥ ソフトテニス	○	19名			○				○
⑦ バドミントン	○	7名			○				○
⑧ サッカー					○				○
⑨ 卓球					○				○
					⑩ 剣道				○
					⑪ 相撲				○
					⑫ 情報技術				○
					⑬ レポート				○
					⑭ 書道				○
					⑮ 美術				○
					⑯ 茶道				○
					⑰ ボランティア				○

(4) 他校の事例

学校	種目
はるひ野小中学校	①バレー、②ソフトテニス、③陸上、④バドミントン、⑤卓球、⑥野球、⑦サッカー、⑧バスケット、⑨吹奏楽、⑩美術
ジュニアクラブ	5, 6年生が中学生と一緒に活動できる。 但し、体力・体格差があるので、時間制限・日数制限している。 安全面に配慮し、中学生と一緒にすること、別々にすることを分けている。文化部は基本的に一緒に活動。部活動への加入時、種目を変えることも可能。
芝園小中学校	①剣道、②バスケットボール、③バドミントン、④バレーボール、⑤卓球、⑥野球、⑦ソフトテニス、⑧スキー、⑨駅伝、⑩水泳、⑪美術、⑫音楽、⑬茶道、⑭コンピュータ、⑮科学、⑯手芸
照葉小中学校	①サッカー、②卓球、③美術、④吹奏楽、⑤野球、⑥テニス、⑦バスケットボール、⑧ソフトボール
豊里小中学校	①テニス、②柔道、③卓球、④バレーボール、⑤バスケットボール、⑥ソフトボール、⑦陸上、⑧吹奏楽、⑨野球

(5) 議事内容

- (意見)現状のままでもいいのではないかと。小学生は社会体育で実施する。ジュニアがあるので、現状(社会体育のチーム)を崩してまでするのか。
- (意見)部活動で5, 6年生の指導を誰がするのかというとき、部活の先生がとなると、厳しい面があるのではないかと。
- (意見)野球に関しては、ボールの大きさも違っている。
- (意見)練習ぐらいは一緒にやるというのはできるのではないかと。
- (意見)社会体育で練習を一緒にしているところもあるが、部活動としては、中学生だけでもいいのではないかと。5, 6年生も入れれば、人数も増えるので種目も増やしやすいかと。
- (意見)高校として、協力できる部分は、協力していきたい。ただし、運動は高さや大きさが異なるので、厳しい面もある。
- (質問)小学校の高学年はクラブ活動を行っていないのか。
- (回答)クラブ活動はやっている。週1時間のため、中身も違っている。
- (質問)剣道が社会体育でやっている生徒もいる。両方ともないサッカーがあげてあるのはなぜか。
- (回答)社会体育等でサッカーをしている子どももいるし、グラウンドを共有しながら、練習することも考えられるため。
- (意見)部活については、人数が集まって、指導できれば、施設は学校の中でやり繰りするしかない。使えないときは、違う練習をしなければならない。実施場所が無いからできないというわけではなく、うまくまわしながら行うべきと思う。但し、バスケットゴールのように高さが違う

と使えないということになれば、別の場所で行うしかない。

(意見)5年生以上にすると、指導者が2倍必要になると思う。練習内容も違ってくる。

(意見)6年生の終わりぐらいになると、参加していいよというケースもあった。5年生となると、レベルが違ってくるので、難しいと感じる。クラブ活動の中で部活動紹介や交流事業は考えられる。

(意見)本日のとりまとめとしては、部活動としては7年生以上とする。ただ、模索しないわけではなく、これからの流れ、学年区分も考慮しながら小学生の活動を考えていかなければならない。

(意見)社会体育のチームがそれぞれあるが、学校が一つになることで、部活動との兼ね合い、少年野球の場合、一つになるのかなど各団体との話し合いが必要になってくると感じた。

(6)参考__全国中学校体育大会の競技及び都道府県中体連が独自に認めている競技

①全国中学校体育大会競技

陸上競技(駅伝)、水泳、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、体操(新体操)、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、相撲、スキー、スケート・アイスホッケーの18競技

②都道府県中体連が独自に認めている競技(日本中体連には登録されていない。又、都道府県中体連で全て実施されているものでもない)

テニス、ホッケー、なぎなた、レスリング、弓道、ラグビー、空手、駅伝、フィギュア、アーチェリー(佐賀県は、テニス、ラグビー、空手を認定)

(7)参考__外部指導員数(日本中学校体育連盟)

①日本中学校体育連盟加盟競技

	加盟校数				外部指導員数	
	男子	女子		うち佐賀県	うち佐賀県	
		うち佐賀県	うち佐賀県			
① 陸上競技	6,414	54	6,327	52	1,088	7
② 水泳	3,092	14	2,994	16	468	1
③ バスケットボール	7,212	58	7,455	56	3,953	25
④ サッカー	6,955	57	668	0	2,458	21
⑤ ハンドボール	696	4	596	3	435	2
⑥ 軟式野球	8,938	85	499	0	2,919	23
⑦ 体操競技	460	1	570	2	473	9
⑧ 新体操	62	1	837	8	656	3
⑨ バレーボール	3,133	34	8,484	86	2,811	22
⑩ ソフトテニス	5,545	55	7,223	70	3,029	21
⑪ 卓球	6,864	70	5,895	60	3,234	29
⑫ バドミントン	2,549	7	3,675	9	1,641	30
⑬ ソフトボール	135	0	2,707	37	1,047	12
⑭ 柔道	3,312	29	2,343	25	1,728	22
⑮ 剣道	5,596	70	5,110	60	2,862	24
⑯ 相撲	301	1	8	0	107	0
⑰ スキー	435	0	351	0	254	0
⑱ スケート	101	0	134	0	69	0
⑲ アイスホッケー	65	0	4	0	40	0
合計	61,865	540	55,880	484	29,272	251

②都道府県中体連が独自に認めている競技

	実施校数	外部指導員数		
			うち佐賀県	
① 硬式テニス	1,946	260	10	→県中体連で実施
② ホッケー	102	43		
③ なぎなた	52	13		
④ レスリング	17	3		
⑤ 弓道	633	194		
⑥ ラグビー	348	68		
⑦ 空手	634	449	23	→県中体連で実施
⑧ 駅伝	449	2		
⑨ フィギュア	7	0		
⑩ アーチェリー	35	20		
	4,223	1,052	33	

4. 学校体力向上取組みの(仮)決定

(1) 学習指導要領での位置づけ(総則)

学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。また、指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

(2) 現状

有徳小学校における歩数調査

年度	平均	男子	女子	男子-女子
平成 22 年度	10,728 歩	13,071 歩	7,604 歩	5,467 歩
平成 23 年度	7,654 歩	9,046 歩	6,609 歩	2,437 歩

※女子の歩数調査最低値は 5,824 歩

(3) 課題

有徳小学校(特に女子)には「不活動」がみられる。

これは有徳小学校特有の事態ではなく、休日になると不活動児童が増えている。

その理由として、①近くに遊ぶ友だちがいない(外に出ない)、②週末の家族との過ごし方、③テレビゲーム等娯楽メディアの利用が挙げられる。

成長期の児童にとって、この現状は骨や神経系の発達に影響を与えると予想される。また、成人では呼吸循環系体力(全身持久力)が高いほど動脈硬化性疾患による死亡が低くなることも報告されている。

「不活動」の状況を改善し、生涯を通して行う運動習慣を身につけるため、更に体力を使うことで早寝から早起きにつながり、朝ごはんをとることにつながるよう日常の学校生活に体力向上取組みを導入する。

(4) 提案

① 学校体力向上取組みの実施有無

	提案1	提案2
実施有無	実施する	実施しない
備考	<p>①体力向上を目標に掲げ、その目的に応じた活動を日常的に行う。</p> <p>②1日1万歩(=60分の活動と同等レベル)以上を最低目標とする。</p> <p>③活動内容(徒歩通学の確保、自転車通学推進、授業間活動、仮屋湾遠泳、自転車町内一周、町内ウォークラリーなど)は、他項目(行事、通学手段等)と絡めて検討する。</p> <p>④学年区分や小中などの目標に合わせた</p>	<p>①授業間の活動等、体育科でまかなう。</p>

	行事を取り入れる。 ⑤歩数や自転車走行距離等を CO2 削減量等への変換制度を検討し、活動を通してエコスクールの実現を行う。	
--	---	--

(5) 他校の事例

学校名	内容
鹿児島市立清水小学校	7月に錦江湾の横断遠泳(4.2km)を実施。本年度で51回目。参加は4年～6年生。5月から練習を開始。教員や保護者でつくるコーチ陣約60人の指導を受けながら、毎日放課後に約2時間半の練習を重ねる。
滋賀県 近江兄弟社小学校	6月に自転車による琵琶湖一周(155km)を実施。参加は6年生。一泊二日で実施。当日は学校を休みにして全教職員が参加。保護者らも協力。

(6) 議事内容

(意見)安全面も考えなければならない。通学時間も考えなければならない。下校時1キロ歩いて、バスに乗るといことになれば、帰る時間がみんな一緒の時間帯かどうかにもよる。

(意見)体力向上に取り組んでいくというコンセプト自体はいいと思うが、安全面との絡みもあると思う。

(意見)遠泳や自転車は、泳げることが前提で、自転車に乗れることが前提になってくる。乗れない、泳げない子も出てくる。だから、歩かせるそして玄海町を知るといことを全校に持たせるのもいいのではないか。

(意見)目標値が学年区分によって違ってくるが、コンセプトとしては学校を使って体力向上を図っていくという考え方に異論はない。

(7) 参考_数字で示そう環境・健康エコサイクル・マイレージ((財)社会経済生産性本部)

- ① 自転車が地球温暖化防止と健康増進にどれだけ貢献しているかを「数値」で表す。
- ② 自転車走行距離を ANA マイレージクラブのマイルとして加算する。
- ③ 一人ひとりの二酸化炭素削減への貢献(環境保全)・走行距離、自転車走行による消費カロリー量(健康)・自転車走行距離をわかりやすく表示した画面の閲覧ができる。

5. 給食提供方法の提案・協議

(1) 学校給食業務の運営の合理化について(文部省体育局長通知)

① 学校給食業務の運営については、学校給食が学校教育活動の一環として実施されていることにかんがみ、これを円滑に行うことを基本とすること。

また、合理化の実施については、学校給食の質の低下を招くことのないよう十分配慮すること。

② 地域の実状等に応じ、パートタイム職員の活用、共同調理場方式、民間委託等の方法により、人件費等の経常経費の適正化を図る必要があること。

③ 設置者が、学校給食業務の合理化を図る場合は、次の点に留意して実施すること。

民間委託の実施

ア 献立の作成は、設置者が直接責任をもつて実施すべきものであるから、委託の対象にしないこと。

イ 物資の購入、調理業務等における衛生、安全の確保については、設置者の意向を十分反映できるような管理体制を設けること。

ウ 設置者が必要と認めた場合、委託者に対して資料の提出を求めたり立入検査をする等、運営改善のための措置がとれるよう契約書に明記すること。

エ 受託者の選定は、学校給食の趣旨を十分理解し、円滑な実施に協力する者であることの確認を得て行うこと。

(2) 検討・協議のポイント

① 完全給食とし、教室及びランチルームにて給食を行う。

② 給食の質は、維持する。

③ 管理経費等の縮減など財政的な改善を図る。

(3) 提案

① 給食調理場の運営

雇用問題も関係するため、町にて検討を行う。

	提案1	提案2
運営主体	玄海町直営	民間委託
特徴、条件等	①調理場の運営を町が行う。	①調理場の運営を民間業者が行う。 ②委託内容は、食材の調達、調理、配缶、食器具等の洗浄・消毒、施設・設備の清掃及び日常点検、厨芥の処理など。
	保護者の給食費は同額とする。	
事例		長崎市、茨木市、千葉市、横浜市、熊本市、北九州市等

②ランチルームでの提供方法

	提案3	提案4
方式	食缶配膳方式	カフェテリア方式
特徴、条件等	①学年またはクラス毎に食缶に分けられた給食を児童生徒が配膳する。	①調理者が配膳したものを各自で取る。

③給食費の徴収方式

	提案5	提案6	提案7
方式	徴収員徴収方式	口座引落方式	カードチャージ方式
特徴、条件等	①各地区の担当者が毎月給食費を集め、納付する。 ②担当者は、毎月銀行に納付する必要がある。	①保護者の口座から給食費を毎月徴収する。 ②口座に残金がない場合、引き落としがされない。	①保護者は事前にカードへ入金する。 ②毎日、カードで給食費を支払う。 ③欠席した分を負担する必要がない。

④朝・晩の食事の提供

	提案8	提案9
朝・夕食の提供	なし	あり
特徴、条件等	①給食は、昼食のみとする。	①朝食をとることができる。完全予約制。別途給食費が必要。 ②夜間学習等を行う場合や部活動後に夕食をとることができる。完全予約制。別途給食費が必要。

(4) 参考資料

①直営方式と民間委託のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
直営方式	<ul style="list-style-type: none"> 行政職員がいるため、業務への経験が豊富である。 所長や栄養教諭からの業務上の指示命令が個々の職員へ直接行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政職員が高齢化すると、人件費が高くなるため、効率的な運営が難しくなる。 長期休業中にも、勤務をすることになる。
民間委託	<ul style="list-style-type: none"> 栄養教諭の業務が調理や直接の指導から離れるため、給食全般の管理・監督、食育推進に注力できる。 行政職員や臨時職員の人事管理、労働安全管理等の業務がなくなる。 給食業務に係る人件費を中心に経 	<ul style="list-style-type: none"> 委託となるため、受託業者の調理員に対して直接指示ができない。業務上の指示命令が伝わりにくい可能性がある。 調理員の経験年数や調理技術が業務に反映されるため、質を保つ業者

	<p>費の節減が図れ、その経費を給食内容の充実等に充てることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の業務内容、量に応じて柔軟な人員配置ができ、効率的な運営が可能。 	<p>選定が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時等の調理場活用ができるよう契約が必要。
--	---	---

②プリペイドカード式給食費徴収【東京都東村山市】

ア. 対象

中学校の希望者。予約選択制(弁当持参か給食)

イ. 調理

給食は、市内の民間給食調理業者に委託して調理される。安全・衛生管理・調理指導については、栄養士が立会い直接指導する。

ウ. 給食費

- ・給食費の支払いは、郵便局の口座振替
- ・給食費は、1食300円(食材料費のみ)。引き落としは20食分を1回分とし、手数料込み6,010円。
- ・ランチカード(プリペイドカード・書き込み式)は、初回申し込み時に発行し、以降、振替処理ごとにコンピュータ処理にて、手持ちのカードへ上書きする。
- ・カードには最大12,000円までの残高が表示される。

エ. 予約

- ・予約は、ランチカードを使い各学校に3台設置してある予約機で行う。

オ. 配送

予約数に応じ、調理された給食は、主食(ご飯)以外は、食中毒防止のため1度冷ましてから、お弁当箱に詰めて各学校の配膳室に配送する。

主食用のお弁当箱は、保温番重に入れて配送するので、温かい状態で食べられる。

カ. 小学校

完全給食を実施。給食費は集金袋による徴収。各小学校で給食費集計と未納者への督促を担当するのはアルバイト。時給制で勤務は一ヶ月に七日間程度。

キ. 同様の方式を実施している自治体

- ・立川市、名古屋市、新潟市、桑名市、越前市

(5) 議事内容

(意見) 給食の運営について、民営なのか町営なのかというところでは、給食費も変わらなくて、質も同じであるというならば、この場でどちらということもなかなかできない。町の考え方もあるので、町のほうで考えていただきたい。

給食提供方法についても、ランチルームが3階にあるので、配膳等が難しいので、カフェテリア方式は難しいのではないかという意見だった。

給食費徴収方式は、提案5が一番徴収率が高いという意見だった。児童手当等からの徴

取もできるようになったので、提案6でも可能かと考えられる。提案7は難しいだろうという意見だった。

朝晩の提供方式についても、必要ないんじゃないかという意見だった。

(意見)朝晩の提供方式については、必要なしという意見だが、今後、人数が減ってきたときに外部から入ってくることもあれば、このようなことも必要になってくる可能性があるのでは、それはそのときに考えてもらう。

(質問)給食費の徴収方法について、口座振込とした場合、滞納者へは誰が徴収していくのか。

(回答)おそらく行政側が動いていくことになる。

(意見)口座振込みにしておいて、最初に同意書をもらっておくと、滞納したときに児童手当等から天引きできるのではないかと。1年間ごとに。

(意見)保育料を払っていないと保育料から支払いが優先される。

(意見)提案5を薦めていた。提案6は手続き上、難しくはないと思う。但し、いったんそれをして、徴収員方式に戻そうとすると、大変なエネルギーが必要。学校としても給食費払っていないので、食べさせるなというような親の意見も出てくる。でも、教育的な配慮が一番必要。子どもがさびしい思いをしないように未納が無い形が一番いいと思う。徴収員には負担になるかもしれないが。

(意見)父兄からすると、徴収員になった人の手間になるかも知れないが、弁当を作る思いからすれば、いいのではないかと。

(意見)提案6を模索できればいいが、基本的には未納というのがいろんな意味で大変になる。今の現状としては、提案5がいいのではないかと意見として取り纏める。

Ⅲ. 教育ビジョンの提案・協議

1. 通学手段

(1) 施設整備指針(抜粋)

①通学区域

児童・生徒が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい。

②通学経路

交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要である。更に、防犯上、死角が多い場所、人通りの少ない場所をできるだけ避けられる通学経路が確保されることが望ましい。

地域の実情に応じ、教育的な体験の場としても意義のあるような通学経路を設定することができるよう考慮されていることも有効である。

(2) 前提条件

①体力向上取組みと連動し、1km 圏内は徒歩または自転車による通学とする。

②通学は、安全な歩道を使用し、通学できる経路を選択する。

③通学バスを運行する場合は、学年によって利用範囲を定める。

(3) 提案

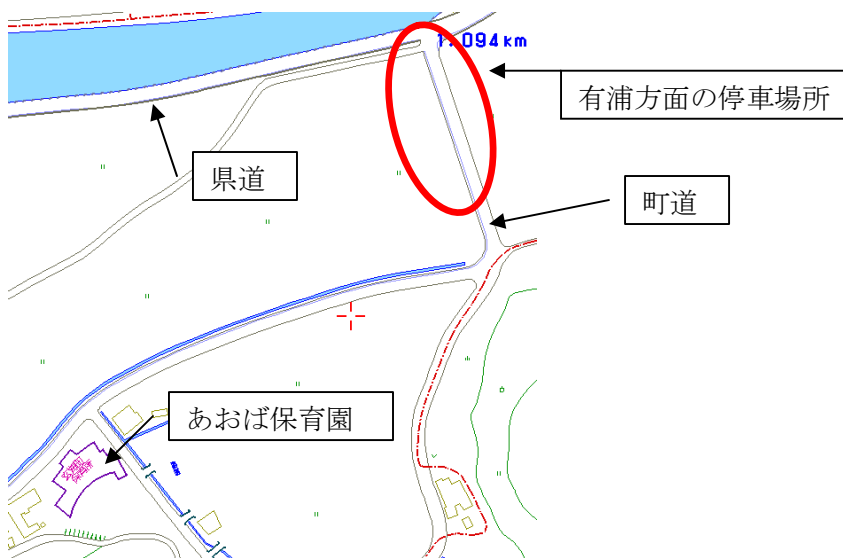
①通学バス対象範囲

		提案 A	提案 B	提案 C	提案 D
対象		希望者全員(ただし、1 km 圏内は除く。)	小学生通学距離 2.5km、中学生通学距離 4.0km 以上	小学生通学距離 2.5km、中学生通学距離 6.0km 以上	小学生通学距離 2.5km 以上のみ
想定対象者数		506 名 (小 327、中 179)	365 名 (小 254、中 111)	311 名 (小 254、中 57)	254 名 (小 254)
対象外地域	小学生		有浦下の一部、有浦上の一部、長倉の一部、諸浦、新田、牟形、仮屋		
	中学生		有浦下の一部、有浦上の一部、長倉、諸浦、新田、牟形、座川内の一部、石田、花の木、仮屋	有浦下、有浦上、長倉、諸浦、新田、牟形、轟木、座川内、湯野尾、田代、藤平、平尾、浜野浦、大藪、石田、花の木、仮屋、栄	
バス台数	大型	6台	5台	3台	2台
	中型	4台	4台	4台	4台
	小型	3台	1台	2台	2台
	タクシー	1台	0台	1台	1台
	計	14台	10台	10台	9台
徒歩・自転車		48名	190名	244名	300名

備考	<p>①自転車通学は、距離・学年に関係なく利用可能とする。</p> <p>②自転車購入において、電動アシスト自転車を利用したい場合は、町から借用することができる。学校卒業後は、返還する。</p>
----	---

①学校から1km の下車想定場所

方面	想定下車場所	停車台数見込み(A案の場合)				合計
		大型	中型	小型	タクシー	
値賀	パレア	2台	3台	2台	1台	8台
有浦	県道加倉・仮屋港線と町道大新田線の分岐点	3台	1台	1台		5台
牟形	地域包括支援センター前	1台				1台
合計		6台	4台	3台	1台	14台
課題	<p>(ア)下校時の安全確保のため、6年生までは集団下校が必要。</p> <p>(イ)値賀方面のパレアは、下校時間に一般車両が停車している。安全確保が必要。</p> <p>(ウ)有浦方面の県道と町道分岐あたりの町道は、車幅が狭いため、車両停車場所が必要。</p> <p>(エ)東門が登下校の門となる。(正門は、西門を想定)</p>					



2. 持続発展教育の取組み

(1) 持続発展教育(Education for Sustainable Development 以下、「ESD 教育」という)

「持続可能な社会の担い手を育む教育」(国連)

子どもたちが、現在の課題(自然環境や平和、歴史など)を解決するために、(どのように考えたらよいのか、どんな行動をしたらよいのか)話し合ったり、活動することで、体系的な思考や多面的なものの見方等を養う。

この過程で学んだ考え方や行動は、学校での学習活動のみならず、日常生活ともつながり、社会での実践につながる。

例えば、「エネルギー学習」と「環境学習」をつなげる。

今までどおりエネルギーを利用する→これまで通り火力による発電を主とする→CO2 排出が増加する→温暖化が進む→砂漠化が進む・氷河が解ける→住む場所が迫られていく⇒環境を維持または保全していくために自分たちは何をすべきか→エネルギーの消費量を減らす→減らすためには何をするか→無駄な電気を使わない、無駄なゴミを出さない。でもエネルギーも必要。必要なエネルギーはどうやって発電をするか・・・考えることが体系的な思考や多面的なものの見方等につながり、行動が自然環境保護など課題解決につながる。

(2) ユネスコスクール

平和や国際的な連携を実践する学校です。ユネスコが掲げる理想とESD 教育のテーマが一致しているため、ESD 教育を実践する学校をユネスコスクールとして認定されています。

町内のユネスコスクール(H23 年 7 月認定)

有徳小学校

値賀小学校



(3) 玄海町の ESD 教育

①学校というコミュニティを小さな世界と位置づけ、省エネルギーと蓄エネルギーにより、学校のエネルギー消費をゼロとする。

【実施例】

(ア)太陽光による発電で照明や空調の消費電力をまかなう。

(イ)雨水を貯水し、便所に活用することで、水の消費を削減する。

(ウ)生ゴミ等を菌の力を借りて堆肥とし、その堆肥を学校山・畑で活用する。

(エ)太陽熱を利用した温水をつくり、ガスの消費を削減する。

②田・畑等を借用し、学校山・学校畑を作る。

雄大な玄海という自然の中で、学校の山、学校の畑をもつ。実体験は、この自然環境を持続発展させていくために一人ひとりが何をすべきか(田・畑の活用、自然環境の保全、就労意識など)考える機会につなげる。

(4)参考_消費料金(H23)

(単位:円)

	電力料	水道料	ガス代
有徳小学校	2,110,641	394,060	30,372
値賀小学校	1,398,019	299,740	41,875
有浦中学校	3,139,613	301,230	37,956
値賀中学校	2,404,437	312,830	28,542
給食センター	1,828,700	1,067,580	513,333
合計	10,881,410	2,375,440	652,078

3. 取り出し授業

(1) 取り出し授業方法

①クラスを習熟度別に分けた授業の実施→現在も実施。

習熟が早いグループに対する指導では、より難易度を上げた問題に挑戦し、知識を高めることも可能。

習熟が遅いグループに対する指導では、学習に対する意欲・関心を高め、基礎学習力を定着させる。

②学年を超えた習熟度別授業の実施→未実施

児童生徒の教科のレベルに応じて、学年を超えた習熟度別授業を行う。

ASU 研と連動し、ASU 研で学習レベルを判断。級に合わせ、学年の枠を超えた習熟度別指導を行う。補習時間等を確保する必要がある。

事例1: 墨田区立第三^{あづま}吾^{きんねず}婦小「算吾タイム」

- ①学年の枠を超え、習熟度別学習を実施。
- ②朝の学習時間に自分の級の学習を進める。
- ③月2回金曜補習日に検定を実施。
- ④月2回の土曜1校時に習熟度別授業

事例2: さいたま市立高砂小

- ①学ぶペースに個人差があるため、「学びの個人差」がある。
- ②小学校段階で身につける基礎基本と得意分野を大きく伸ばす。
- ③国語・算数・理科・音楽・体育で実施。3年生以上が対象。
- ④学習内容や学びあう仲間が同じ学年であることにこだわらない。
- ⑤学年を超えた学習では、診断テスト、ガイダンス、学習相談等でコースを選択する。